

「協力団体」のシステム等について

本館では、文化の発展・文化活動の振興を図るため、一般貸館の他に、「自主」「共催」と「協力」という事業実施形態をとっています。

これは、坂戸市文化会館条例第1条の設置目的「優れた芸術・文化に接する機会を提供し～」に基づいて実施しています。この事業実施形態の中で、「協力」という枠を一般の芸術活動・文化活動・教育活動に拡大し、本館の設置目的を達成させることになりました。

つきましては、下記の「条件」に該当する利用団体様に限定し、「協力団体」として登録をおこない、「特定扱い」を実施することになりました。

ご理解・ご承知おきをお願い申し上げます。

★「協力団体」の条件

- (1) 生演奏の音楽（楽器演奏、合唱・独唱、吹奏楽）、バレエ、舞踏、演劇であること。※カラオケは不可とする。
- (2) 本年度から過去5年の期間で、毎年、隔年等のホール利用団体であること。
- (3) 入場無料、一般公開（ポスター又はチラシが必要）であること。
但し、営利目的ではなく、入場料の収入を運営費に充てる場合は認める。
- (4) 利用者が催しごとに（毎年）申請をし、館長が決定する。

★「協力団体」の特定扱い

- (1) ホール申請について、「利用開始日の属する月の初日前12か月以内」を13か月以内」とする。1年前の予約日より1か月早く先行予約が出来ます。
- (2) 本館の判断（本館での主催事業のない場合）で、坂戸市広報「文化会館ふれあ各種催し」にイベント案内を掲載します。

★「協力団体」

- (1) バレエ・ダンス・舞踏の団体（11団体）
- (2) 吹奏楽の団体（6団体）
- (3) 合唱・歌唱の団体（1団体）
- (4) オーケストラ・ギター等器楽の団体（2団体）
- (5) 和太鼓の団体（1団体）
- (6) 美術の団体（1団体）
- (7) 坂戸市内幼稚園10団体（催し物）
- (8) 坂戸市内小・中学校（学校行事）
- (9) 坂戸市PTA連合会（高校説明会等の年間行事）

★ 平成31年1月1日より実施します。

平成30年12月1日

坂戸市文化会館 館長